

## 市民文教委員会

### ■太田市交通指導員条例の廃止について

**説明** 地方公務員法の一部改正により、特別職の非常勤職員の任用が厳格化され、交通指導員の業務内容が地方公務員法に規定する特別職とする職に該当しないこととなるため、特別職の非常勤職員として交通指導員を設置すること等に関し必要な事項を定める本条例を廃止します。また、附則において太田市交通安全条例および太田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の所要の改正を行います。

**問** 本条例廃止後の交通指導員の運用方法や処遇について伺います。

**答** 条例廃止後は規則により運用され、各地区より推薦のあった者に市長が交通指導員を委嘱し、現在の報酬と同額を報酬費として支給することで、これまでと同様に本市の交通安全保持のために活動をしていただきます。

**問** 本条例廃止後の交通指導員の定数や交通指導員として活動する際に加入する保険について伺います。

**答** 今後も現行の定数を維持しつつ人員確保に取り組み、保険については、本市が加入している傷害保険で対応します。

**審査結果** 原案可決

### ■太田市交通安全教育専門員設置条例の廃止について

**説明** 地方公務員法の一部改正により、交通安全教育専門員の業務内容が特別職とする職に該当しないこととなるため、特別職の非常勤職員として交通安全教育専門員を設置すること等に関し必要な事項を定める本条例を廃止し、併せて附則において太田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の所要の改正を行います。

**問** 交通安全教育専門員の職務内容を伺います。

**答** 幼稚園や保育園、各学校において交

通安全の啓発を目的とする交通安全教室の実施や、高齢者を対象とする交通安全講話を行っており、交通安全の啓発という観点では、一定の成果が見られます。

**問** 交通安全教育専門員の会計年度任用職員移行後の処遇について伺います。

**答** 本条例が廃止され、非常勤の特別職である交通安全教育専門員からパートタイム会計年度任用職員になることで、職務内容は専門的な知識や経験を必要とする職務に特化したものではなく、一般行政事務を含む内容のものとなり、また、報酬については本市が定める会計年度任用職員の給料表に基づいた額を支給することになりますが、勤務日数については現在と同じ週4日間の勤務です。

**審査結果** 原案可決



### ■太田市青少年センター設置条例の一部改正について

**説明** 本条例中の指導員および相談員の定数や任期等の見直しのため、所要の改正を行い、併せて附則において、現行の条例で任命または委嘱されている指導員に係る経過措置について定めます。

**問** 太田市青少年センター指導員および相談員の定数について伺います。

**答** 指導員等の人員削減を行うためのものではなく、現在、任命または委嘱されている人数に基づいた、実情に沿った定数の見直しであり、また、相談員については相談内容が多岐にわたり、件数も微増傾向にあることから増員を見据えた定数としました。

**審査結果** 原案可決

## 健康福祉委員会

### ■太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

**説明** 内閣府令で定める「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」の改正に伴い、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める等の条文の整理のほか、食事の提供に要する費用の取り扱いの変更等について、所要の改正を行います。

**問** 昨年10月に子ども・子育て支援法が改正されているにもかかわらず、本案の提出時期を今定例会とした理由を伺います。

**答** 内閣府令で定める運営基準の施行日から起算して1年を超えない範囲において、改正条例が制定施行されるまでの間は、内閣府令で定める運営基準を市町村の条例で定める基準とみなされること、

また、令和元年9月定例会において、連携施設の要件緩和を目的とした同条例の一部改正と併せて提出した場合に、内容の混同が懸念されたことから、今定例会に提出しました。

**審査結果** 原案可決

### ■太田市保育士修学資金貸付条例の一部改正について

**説明** 市内の保育所等の保育士不足を解消し、保育の質の向上および潜在的待機児童の解消を目的として制定した本貸付金条例について、幼児教育・保育の無償化による保育需要の増加等を踏まえ、その失効期限を3年間延長します。

**問** 低賃金の現状が保育士不足の要因であることに鑑み、保育士の資格取得への支援に対してではなく、賃金の改善を図る制度を構築していくことについて伺

ます。

**答** 保育士の処遇改善については毎年、市町村から国へ働きかけをしていることから、本市においては修学資金の貸付事業および奨学金の返済支援事業を併せて行っていきたいと考えます。

**問** 本事業の利用者数が低迷している現状から、事業を活用してもらえるよう利用者目線で調査研究することについて伺います。

**答** 制度ができてまだ3年ですが、利用者の方からの意見等を聴取した中で、さらに研究を進めていきたいと考えます。

**審査結果** 原案可決



### ■太田市高額療養費貸付基金条例の廃止について

**説明** 従来は、医療機関窓口での支払い後に高額療養費の申請を行う制度であったため、その際の一時負担を軽減するため、本貸付基金より貸付を行って

## 都市産業委員会

### ■おおた南一番街クリーンアップ条例の一部改正について

**説明** 受動喫煙の防止を図るため、おおた南一番街に設置した喫煙所の撤去を行ったことにより、本条例に定める「たばこルール」等を削除するとともに、南一番街の用語の定義について、現行の市道名称等に改めるため、所要の改正を行います。

**審査結果** 原案可決

### ■太田市市民農園条例の一部改正について

**説明** 5カ所の市民農園のうち太田市瑞木市民農園が、本年度末をもって閉園することから、太田市瑞木市民農園の項目を削除する等の所要の改正を行います。

**問** 瑞木市民農園の利用状況と利用者の今後のことについて伺います。

**答** 19区画のうち15区画が利用されており、利用者に対する説明会を開催して、今後の意向調査を実施しました。市内の他の市民農園への移動希望のある方については、移動をお願いしています。

**問** 市民農園の地理的な配置のバランスについて伺います。

**答** 市民ニーズの調査等を実施し、増設等の検討をしていきたいと考えます。

**審査結果** 原案可決

### ■太田市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例の一部改正について

**説明** 国の「都市の低炭素化の促進のために誘導すべき基準」の改正に伴い、低炭素建築物の認定に係る審査手数料

ですが、現在は、あらかじめ高額療養費にかかわる限度額適用認定証の交付申請を行うことで、医療機関の窓口では高額療養費を見越した自己負担のみ支払いが可能になったことから、本条例を廃止します。

**問** 国民健康保険税滞納者に対して高額療養費にかかわる限度額適用認定証の交付をした上で納税相談を促すことについて伺います。

**答** 認定証は国民健康保険税の滞納がないことを確認してきた場合に交付するものであり、まずは相談をしていただき、現状を見ながら対応をしていきます。

**審査結果** 原案可決

### ■権利の放棄について

**説明** 診療報酬不正受給返還金に係る債権7,497万473円について、債務者である医療法人社団は、現在、実体がなく、債務承認をした個人も、現在、高齢で失業状態にあり再就職の見込みもないこと、また、預貯金等の資産調査の結果、無資力またはこれに近い状態で資力の回復も困難であり、今後も債権を回収できる見込みがないことから、その権利を放棄

**審査結果** 原案可決

について、所要の改正を行います。

**問** 「都市の低炭素化の促進のために誘導すべき基準」の改正内容と改正の目的を伺います。

**答** 低炭素化建築物の認定の際に用いる当該基準について、その評価方法が複雑であることから、共同住宅の建物全体の省エネ性能を評価する設計一次エネルギー消費量の算定について、共用部分を除いた住戸部分のみを対象として評価を行うことのできる簡易な計算方法が導入されました。このことで、申請者側と審査者側の双方にとって、制度がわかりやすくなり、地球温暖化対策等により求められる建築物の省エネ対策において、建築物に対する強化が図られます。

**審査結果** 原案可決

### ■太田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部改正について

**説明** 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正に伴い、消費性能向上計画の認定に係る審査手数料について、所要の改正を行います。

**問** 法令改正によるメリットを伺います。

**答** 背景には、地球温暖化対策等により求められる建築物の省エネ対策があります。国には、省エネ基準の適合義務制度の対象となる建築物の拡大をする一方で、簡易な評価制度を導入することで事務負担の軽減を図り、その申請や審査を円滑に進め、エネルギー消費の削減効果を高める狙いがあります。また、省エネ基準の適合義務制度の対象となる建築物の面積基準が、2,000平方メートルから300平方